

大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き 目次

はじめに	3
I 聴覚障がい児とその保護者支援	4
1 聴覚障がい（もしくはその疑いがある）児とその保護者支援	5
2 きこえの相談窓口について	5
コラム「ひだまり・MOE」	6
3 早期支援の必要性	7
(1) 早期支援の目的	7
(2) 親子関係確立の援助	7
4 保護者への支援において特に配慮すべき事から	8
5 コミュニケーションの方法	9
(1) 聴覚口話法	9
(2) 手話	9
(3) 指文字	9
(4) キュードスピーチ	10
コラム「福祉情報コミュニケーションセンター」	10
コラム「手話言語」	11
コラム「こめっこ」活動について	12
II 障がい福祉サービス等について	13
1 障がい福祉サービス等一覧	14
(1) 児童発達支援	14
(2) 保育所等訪問支援	14
(3) 障がい児相談支援	14
2 障がい福祉サービス等を利用するまでの流れ	15
コラム「セルフプランとは」	16
III 関係機関の役割	17
1 市町村の役割（福祉分野）	18
2 大阪府の役割（福祉分野）	19
(1) きこえの相談	19
(2) 障がい児等療育支援事業	19
(3) 軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の交付	19
3 療育機関等の役割	19
コラム「療育機関の一日①」	20

コラム「療育機関の一日②」	20
4 教育機関の役割	21
コラム「早期教育相談では、どんなことをしていますか。」	21
IV 支援に関する Q&A	22
V 資料・様式	24
1 関係機関リスト	25
(1) 精密検査実施医療機関	25
(2) 周知・啓発資料	27
(3) 早期支援・相談機関	29
(4) 市町村保健センター	30
(5) 府保健所	32
2 聴覚障がい児（家庭）への公的助成制度	33
参考 身体障害者福祉法による身体障害者障害程度等級表	35
コラム「補聴器と人工内耳」	36
3 用語解説	37
4 参考文献	38

## はじめに

平成 29 年度、大阪府では、新生児聴覚検査における要精密検査者、要治療者、要療育者が、適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、療育の各分野の関係者がそれぞれの役割を踏まえ、連携できる体制整備を図ることを目的に、「新生児聴覚検査関係機関連携会議」を設置し、情報共有、意見交換等を行いました。そして、関係者が連携しながら、新生児聴覚検査を効果的に行い、聴覚障がいを早期に発見し、早期支援につなげることを目的とし、主に保健・医療分野における「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」を作成いたしました。

その後、国（厚労省・文科省）における「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の最終報告（令和元年度）を踏まえ、保健・医療分野から福祉分野の早期支援（療育や手話の習得など）へより適切に遅滞なくつなげることを目的に、「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」の続編として、本手引書を作成しました。

聴覚障がい児とその保護者の支援をさらに充実するために、本手引書をできるだけ多くの関係機関の方々に有効に活用していただき、新生児聴覚検査事業をより有益で実効性のあるものとし、療育等支援に円滑につなげる一助としていただきますようお願いいたします。

令和4年3月